

(2) 経費支出手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
府民文化部 都市魅力創造局 国際課	平成25年11月に発生したフィリピンでの台風被害を受けて、大阪府として見舞金を支出している。 支出命令伺書において、節は「報償費」となっているが、「会計事務の手引き」から判断すると、災害に対する見舞金を会計処理すべき節は「寄附金」である。 (1) 支出先 日本赤十字社本社 (2) 金額 1,000,000円	<b>【是正を求めるもの】</b> 起案者のみならず、決裁権者は予算科目の設定に当たっては、会計事務の手引き等を十分に理解し、正しい節で執行されたい。  <b>【会計事務の手引き】</b> 8 報償費は、役務の提供等に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償的意味の強い経費です。 26 寄附金は、地方公共団体が公益上の必要から支出する経費であり、財産の無償譲渡です。	担当職員、関係者、決裁者となるすべての職員に対して、改めて会計事務の手引きに記載されている支出科目の考え方について、周知徹底を図るとともに、次回同様の案件が発生した場合は財務規則等を順守し、適正な事務処理に努めていく。

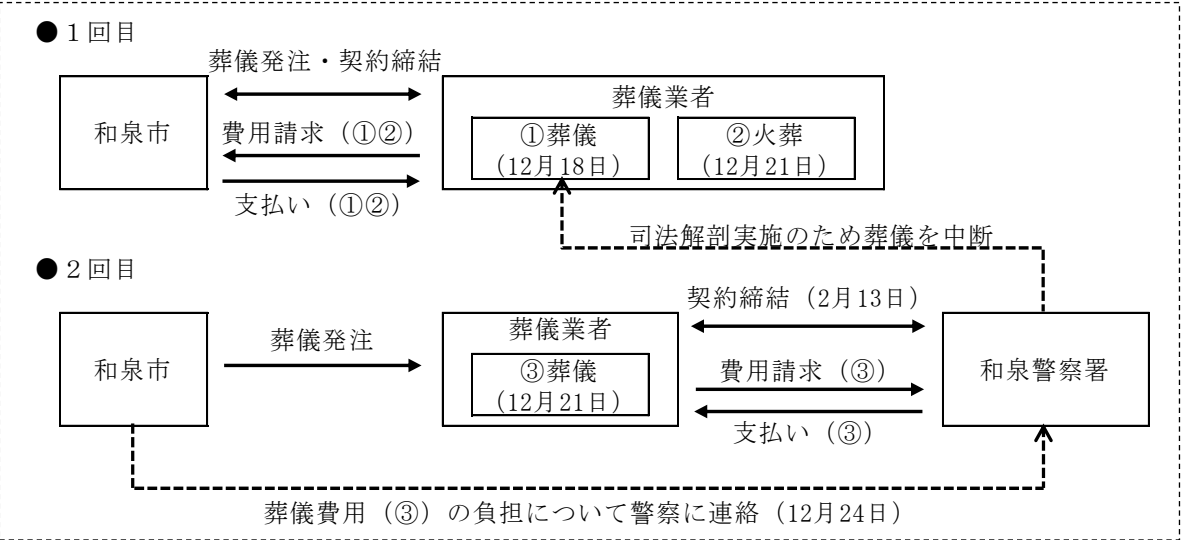
経費支出手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 監察医事務所</p>	<p>委託契約において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第163条第2号を根拠として、一括払いが安価であるという理由で、委託料を前金払しているものがあったが、当該委託事業は、実費弁償によらないものであり「委託費」ではなく、民法第632条の「請負」に当たるため請負において前金払をすることができるのは、その性質上前金払をしなければ契約が困難な経費（施行令第163条第3号）であり、安価であるという理由で前金払をすることはできない。</p> <p>1 自家用電気工作物保守管理業務委託            (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日            (2) 毎月払見積金額：151,572円            (3) 一括払見積金額：136,332円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            地方自治法施行令第163条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含め、財務会計事務のルールについて周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【地方自治法施行令】（前金払）</b>            第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。            (1) 官公署に対して支払う経費            (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費            (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費            (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料            (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料            (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費            (7) 運賃            (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p><b>【会計事務の手引 第4章第4節4(3)注2】</b>            「前金で支払をしなければ契約しがたい」とは、その性質上前金払をしなければ契約をすることが困難であるという意味で、ただ単に相手方が強く要望し、これを契約の条件としているだけでは該当しません。（行政実例昭29.9.10）。主として次のような経費が考えられます。(1)外国から購入する機械、部品、工具、図書、標本または実験用材料の代価。(2)災害復旧のために必要な物品及び土木建築その他の工事並びにその材料の代価。(3)現金引換えによらなければ購入困難な参考図書の代価。</p>	<p>平成26年10月に、次長から所内職員に監査結果の内容を伝達し、契約をはじめ会計事務については地方自治法施行令及び大阪府財務規則等の規定や会計事務の手引に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>今後とも、会計局が実施する会計研修に職員を積極的に参加させることにより、正確で効率的な会計事務処理の徹底を図る。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。            ≪健康医療部保健医療室医療対策課≫</p> <table border="1" data-bbox="489 520 1332 764"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約</td> <td>699,300円</td> <td>平成26年3月31日</td> <td>平成26年4月25日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約	699,300円	平成26年3月31日	平成26年4月25日	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            契約や政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含めて財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b>            (定をしなかった場合)            第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期【対価の支払の時期】は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の意義・目的、財務会計事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>また、会計局の協力を得て、平成27年2月に、保健医療室会計実地検査後フォローアップ研修を実施して、「正確で効率的な会計事務処理の徹底」について職員の意識の向上を図った。今後とも、当研修のテキストを活用した課内会計研修を実施し、さらなる意識の向上を図る。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日								
八尾SCUネットワークカメラシステム及び音響設備設置工事請負契約	699,300円	平成26年3月31日	平成26年4月25日								
健康医療部 食の安全推進課	<p>資金前渡の支出に係る精算は、大阪府財務規則第44条の規定により、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに精算しなければならないが、精算が遅れていた。</p> <p>「平成25年度瀬戸内沿岸観光府県市食中毒対策協議会」参加負担金</p> <p>(1) 資金前渡日：平成25年7月10日            (2) 支払日：平成25年7月11日（協議会開催日）            (3) 精算日：平成26年3月13日            (4) 支出額：8,000円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            大阪府財務規則第44条の規定に違反している。            資金前渡に係る精算事務のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (前渡資金の精算)            第44条 資金前渡職員は、精算書（様式第31号）を作成し、常時の費用に係るものについては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところにより精算するものとする。</p>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた前渡資金の精算手続について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
教育委員会事務局 文化財保護課	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="457 625 1576 884"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出土品保存処理業務</td> <td>304,500円</td> <td>平成25年10月10日</td> <td>平成25年10月29日</td> </tr> <tr> <td>出土遺物写真撮影業務</td> <td>673,050円</td> <td>平成25年12月2日</td> <td>平成25年12月18日</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理</td> <td>119,700円</td> <td>平成25年12月18日</td> <td>平成26年1月7日</td> </tr> <tr> <td>建築物定期点検委託</td> <td>241,500円</td> <td>平成26年3月24日</td> <td>平成26年4月9日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	出土品保存処理業務	304,500円	平成25年10月10日	平成25年10月29日	出土遺物写真撮影業務	673,050円	平成25年12月2日	平成25年12月18日	一般廃棄物処理	119,700円	平成25年12月18日	平成26年1月7日	建築物定期点検委託	241,500円	平成26年3月24日	平成26年4月9日	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            契約や政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関係者を含めて財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b>            (定をしなかった場合)            第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期【対価の支払の時期】は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p> </div>	<p>課内会議において、課長より各グループ長あて注意喚起するとともに、グループ員への注意喚起をおこなうようメールにて周知徹底を図った。</p> <p>今後、審査業務について、支払事務担当者のみならず、決裁関係者においても支払日遅れがないか再確認を徹底し、適正な会計処理に努める。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																				
出土品保存処理業務	304,500円	平成25年10月10日	平成25年10月29日																				
出土遺物写真撮影業務	673,050円	平成25年12月2日	平成25年12月18日																				
一般廃棄物処理	119,700円	平成25年12月18日	平成26年1月7日																				
建築物定期点検委託	241,500円	平成26年3月24日	平成26年4月9日																				

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容														
警察本部 総務部 会計課	<p>府における支払方法は、「口座振替」による方式を原則としており、システムを用いた内部処理が行われるため、振込手数料はかからない。支払先が通常の「銀行振込」による支払いを求めてきた場合であっても、当該口座をシステム上で登録することにより「銀行振込」と同じ効果が得られる。</p> <p>振込用紙を使う必要がある場合でも、「納付書払い」方式で会計局での内部処理により振込手数料は発生しない。</p> <p>総務部会計課においては、衛生管理者免許の資格試験等における受験料等の支出について、試験実施機関等から、口座振替ではなく指定の振込用紙による銀行振込でないと受け付けできないと言われたため、資金前渡による郵便局の窓口での振込を行い、受験料とともに振込手数料を現金支出していた。</p> <table border="1" data-bbox="519 1041 1169 1339"> <thead> <tr> <th>免許の種類等</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜水士免許試験（2回分）</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>衛生管理者免許試験（2回分）</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>エネルギー管理員講習会（2回分）</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>学会への参加（1回分）</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>研修会への参加（1回分）</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>	免許の種類等	支出額	潜水士免許試験（2回分）	620円	衛生管理者免許試験（2回分）	410円	エネルギー管理員講習会（2回分）	160円	学会への参加（1回分）	80円	研修会への参加（1回分）	330円	計	1,600円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>「銀行振込」を求められた場合であっても、他の方法による支払いが可能か、よく検討のうえ支払方法を決定し、不要な支出の防止に努められたい。</p> <p>【会計事務ポータルサイト】（会計局会計指導課）      ○各種通知・留意点      重点検査で最近よく見受けられる不適切な事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習会参加費用等について、小口現金を銀行振込したため、本来支出する必要のない振込手数料を公費で負担している事例がよく見受けられます。        講習会等を受講する際、受講料や資料代等を主催者がゆうちょ銀行口座又は銀行口座を指定し、口座振込をするように案内されてくる場合があります。（銀行振込用紙、ゆうちょ銀行の払込用紙で行うよう指定されています。）        →この場合に小口現金を指定された口座へ振込みを行い、振込手数料も小口現金（役務費）で支出していた事例です。</li> <li>考え方と方策        大阪府では、「口座振替」が最も確実であり、かつ、費用負担を生じない支払方法であることから、「口座振替」を支払方法の原則とするようにしています。小口現金で講習会受講料・資料代を支出し、安易に振込（払込）手数料も小口現金で支払うことはすべきではありません。下記のような事例の場合も「口座振替」で対応してもらうように主催者と協議して下さい。       <ol style="list-style-type: none"> <li>銀行振込用紙、ゆうちょ銀行の払込用紙で行うように指定されている場合（主催者が事務処理のため払込用紙に受講者名など記載することを指定している場合）            →相手方と協議を行って下さい。（略）</li> <li>上記の協議を行っても主催者が振込用紙でないと受付できない等主張する場合            →銀行口座への振込みは財務会計システムで支払方法を「納付書払い」の選択をし、会計局に持ち込んでいただければ可能です。（ゆうちょ銀行の払込用紙は「納付書払い」はできません。）</li> </ol> </li> </ul>	<p>検出事項に記載されている資格試験等における受験料等の支出については、今後、「口座振替」及び「納付書払い」の方法により処理を行うこととした。</p> <p>また、「銀行振込」を求められた場合であっても、十分に検討のうえ、不要な支出の防止に努めていくこととした。</p>
免許の種類等	支出額																
潜水士免許試験（2回分）	620円																
衛生管理者免許試験（2回分）	410円																
エネルギー管理員講習会（2回分）	160円																
学会への参加（1回分）	80円																
研修会への参加（1回分）	330円																
計	1,600円																

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容												
和泉警察署	<p>和泉市内における葬儀を行う親族等がない死亡人については、同市が葬儀を実施している。</p> <p>平成25年12月17日に自宅で発見された死亡人について、翌18日に同市が葬儀を行っていたところ、急遽、和泉警察署による司法解剖を実施する必要が生じたため火葬の直前で葬儀を中断した案件があり、再度12月21日に同市が業者及び費用決定を行い、葬儀を実施した。</p> <p>和泉警察署は、葬儀を中断させた際、2回目の葬儀費用について和泉市と契約や負担方法を協議すべきであったにもかかわらず、協議を行わなかったため、和泉市が発注した業者と葬儀が終了した後に契約を締結していた。</p> <p>＜事実経過＞</p> <table border="1" data-bbox="605 835 1418 1094"> <tr> <td>市1回目葬儀中断・警察司法解剖日</td> <td>平成25年12月18日</td> </tr> <tr> <td>市2回目葬儀（火葬含む）実施</td> <td>平成25年12月21日</td> </tr> <tr> <td>市から警察への費用負担連絡</td> <td>平成25年12月24日</td> </tr> <tr> <td>請求書送付消印日</td> <td>平成26年1月8日</td> </tr> <tr> <td>経費支出伺、起案・決裁日</td> <td>平成26年2月13日</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>平成26年3月4日</td> </tr> </table> 	市1回目葬儀中断・警察司法解剖日	平成25年12月18日	市2回目葬儀（火葬含む）実施	平成25年12月21日	市から警察への費用負担連絡	平成25年12月24日	請求書送付消印日	平成26年1月8日	経費支出伺、起案・決裁日	平成26年2月13日	支払日	平成26年3月4日	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>業務委託等契約事務において、業務が終了した後に経費支出伺の決裁を行っており、大阪府財務規則第39条及び同運用の規定に違反している。</p> <p>今後は、支払事務・契約事務手続について理解を深め、財務・契約事務をチェックする体制を再構築し、適正な事務処理を行われない。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b></p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>今回の事例を踏まえて、当署関係各課に指導、教養を徹底した。</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合は、和泉市と十分に協議するとともに、当署の担当課と会計課が連携してチェックする体制を構築し、適正な事務処理を行うこととした。</p>
市1回目葬儀中断・警察司法解剖日	平成25年12月18日														
市2回目葬儀（火葬含む）実施	平成25年12月21日														
市から警察への費用負担連絡	平成25年12月24日														
請求書送付消印日	平成26年1月8日														
経費支出伺、起案・決裁日	平成26年2月13日														
支払日	平成26年3月4日														